



発行
東京都

目次

86

告示

- 東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画……………（環境局自然環境部水環境課）…一
- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準……………（同）…五

告示

●東京都告示第千四百八号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三第一項の規定に基づき、東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

令和四年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

東京都の総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号に掲げる区域（指定地域）について、令和4年1月24日付けで環境大臣から通知のあった「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）」に定められた東京都の削減目標量を達成するため、次に掲げる事項を定めるものである。

- 1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 2 削減目標量の達成の方途
- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
令和6年度を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における量 (トン/日)
生活排水	3.5	3.4
産業排水	3	4
その他	8	7
計	4.6	4.5

(注)

- 生活排水とは、日常生活に伴い排出されるし尿や炊事、洗濯、入浴等の排水であり、下水道や浄化槽を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
- 産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水であり、下水道を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
- その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における量 (トン/日)
生活排水	4.4	4.5
産業排水	2	2
その他	1.2	1.1
計	5.8	5.8

(3) リン含有量について

表3 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における量 (トン/日)
生活排水	3.9	3.9
産業排水	0.3	0.3
その他	0.8	0.8
計	5.0	5.0

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水対策
今後、引き続き、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減に努めることが必要であり、この総量削減計画（第9次）において、気候変動対策や資源循環策に配慮しながら、下水道の高度処理化の推進をはじめとする次の対策に取り組んでいく。

(1) 生活排水対策

東京都に流入する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減を図るため、下水処理場における高度処理化等を推進する。

一方、当面、下水道に接続できない地域においては、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等を、市町村等と協力して計画的に推進する。

ア 下水道の整備等

(ア) 下水道の整備の促進

下水道の整備については、下水道普及率が概成100%を達成したが、今後も、下水道未普及地域における下水道の普及促進を図る。下水道普及地域においては、再開発等に伴い一部地域で人口増加が見込まれる中、下水処理場におけるデジタル技術を活用した水処理の最適化等により、水質改善と省エネルギーの両立を図る運転管理を行い、汚濁負荷量削減に努める。

窒素及びりんについては、目標年度までに表4に示すとおり、高度処理を導入するほか、既存施設において設備改良と運転管理の工夫により窒素及びりんを除去する処理方式（準高度処理）を導入し、窒素含有量及びりん含有量の削減を推進する。加えて、汚泥処理に伴う多量のりんを除去する施設の導入に着手する。

表4 高度処理等導入目標 (単位: 万立方メートル/日)

窒素・りん人の除去方法	令和元年度	令和6年度
高度処理・準高度処理	433 (53%)	577 (72%)

(注) 下水道局等資料による。

() 内は、計画処理能力に対する高度処理能力の割合

(4) 合流式下水道の改善

これまで八次におたる水質総量削減の間、下水道普及率が概成100%を達成するとともに、下水処理の高度化等が進められた結果、都内の汚濁負荷量は着実に減少してきたが、雨天時の合流式下水道からの越流水に起因する汚濁負荷の削減を引き続き推進する必要がある。

このため、経営計画2021(令和3年3月東京都下水道局)に基づき、降雨初期の特に汚れた下水を一時貯留し、晴天時に水再生センターで処理する。あわせて、水再生センターに整備した高速ろ過施設により、合流式下水道からの越流水による河川や海などへ放流される汚濁負荷を削減する。この計画により、区部において令和元年度末累計で140万立方メートルであった雨天時の下水を貯留する施設を、令和6年度末累計で170万立方メートル(同様の機能を有する高速ろ過施設10万立方メートル分を含む。)まで整備する。

また、再開発事業などに合わせた合流式下水道の部分分流化及び雨水浸透施設の設置等を推進し、水面制御装置等を活用して雨水吐口におけるごみ等の流出抑制を図ることで、東京湾の水質改善に努める。

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(7) 浄化槽の整備等

浄化槽法(昭和58年法律第43号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び定期検査を徹底する。

既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進については、東京都生活排水対策指導要綱(昭和61年2月27日付60環水規第529号)に基づき、市町村と協力して引き続き実施する。

処理対象人員1000人以下の合併処理浄化槽の設置及び既設の単独処理浄化槽の撤去については、東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱(昭和61年7月2日付61環水規第136号)に基づき、対象事業を実施している市町村に対して補助を行い、整備の促進を図る。

(4) し尿処理施設の適正管理

し尿処理施設については、処理施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び

向上を図る。

(4) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び東京都生活排水対策指導要綱に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての普及及び啓発に努めるとともに、特に対策の実施が必要な地域として生活排水対策重点地域に指定された市町村は、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

また、下水道普及地域においても、一般家庭等において取り組める生活排水対策の普及及び啓発として出前授業等を行うことにより、下水処理場が受け入れられる汚濁負荷を削減し、処理水質の向上に資する。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル以上の総量規制基準適用事業場については、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を設定し、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を求めることにより、汚濁負荷量の削減を図る。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の特定事業場等については、水質汚濁防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に基づく濃度規制を徹底する。

また、排水の実態等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル(平成13年3月環境省環境管理局)等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 農地からの負荷低減対策

農地については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)等に基づき、エコ農産物の認証促進、有機農業への参入促進、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等により、農地に由来する汚濁負荷の削減に努める。

イ 家畜からの負荷低減対策

家畜のふん尿については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)等に基づき、家畜排せつ物を適切に管理し、堆肥の

高品質化やその広域流通、エネルギー資源としての有効利用を促進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷の削減に努める。

ウ 養殖漁場からの負荷低減対策

養殖漁場については、適正な給餌量による養殖及び養魚の排せつ物等の残滓の除去などの啓発を行い、養殖漁場に由来する汚濁負荷の削減に努める。

エ 小型の船舶から排出されるし尿の適正処理

東京湾の水質の保全と水辺の快適性を確保するため、環境確保条例により、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）で定める水域において、小型の船舶から排出されるし尿の適正処理について指導を行い、汚濁負荷の削減を図る。

(4) 普及及び啓発等

水環境の改善を推進するためには、関係する自治体が広域的に連携するとともに、都民及び事業者の理解及び協力が不可欠である。

都民及び事業者に対して、東京湾流域の自治体と連携したイベント、ホームページ、パンフレット等により、家庭や職場でできる対策の普及及び啓発に努める。

さらに、海上公園でのイベントの開催や区市町村職員・教員向けに河川での野外実習を実施することで、児童・生徒への環境学習の推進や水環境保全についての普及及び啓発を図る。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

生物多様性の恵みを受け続けることのできる豊かな海の創出に向け、都民、民間企業、行政機関等の多様な主体と広く価値観を共有・連携し、次の取組を行う。

(1) 環境改善事業の推進

ア 水辺の自然環境の保全・再生

水生生物をはじめとした多様な生物の生息環境を創出するため、国際的に重要な湿地として都内初のラムサール条約湿地に登録された葛西海浜公園（平成30年10月登録）に代表される干潟の保全や砂浜、磯浜等の維持・拡充を進めることを行政計画に盛り込む。

また、生物調査や水質モニタリング調査等を継続し、生物の生息空間としての水辺環境の保全・改善に努める。

護岸等の整備に当たっては、自然環境を確保し、生態系の維持に配慮した環境配慮型構造物の整備を進める。

イ 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化及び悪臭の発生を防止するため、東京湾の運河部及び河川の汚泥しゅんせつを行う。

また、東京湾の運河部の一部においては、汚泥しゅんせつと同程度の効果に加え、底質からの窒素及びリンの抑制が期待できる覆砂を行う。

ウ 中小河川の河川直接浄化施設

生活排水等で汚濁している中小河川に整備した河川直接浄化施設で、東京湾に流入する汚濁負荷の削減に努める。

エ 河川の流量確保等

河川の自浄作用を高めるため、流量の少ない河川に下水の高度処理水や地下鉄トンネル内からの湧水等を導水し、水質を改善し、河川の自然環境の保全及び回復に努める。

(2) 排水等の削減の推進

ア 水使用の合理化及び水の再利用
事業場等における水使用の合理化及び下水処理場の再生水等の利用を推進して、排水等を削減し、汚濁負荷の削減に努める。

イ 雨水浸透及び貯留

降雨時に雨水とともに汚濁物質が河川や海域に流出することを抑制するため、雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を推進し、汚濁負荷の削減に努める。

ウ 大規模建設物への雨水利用システムの導入

雨水を有効に利用することにより、建築物から排出される汚水及び雨水の流出量を削減し、汚濁負荷の削減に努める。

(3) その他

ア 多様な主体との連携
東京湾再生推進会議などに参画し、行政機関やNPO等多様な主体と連携した取組を行う。

イ 水質汚濁の監視等

東京湾に流入する河川の水質及び流量並びに東京湾における水質の状況を監視する。

ウ 汚濁発生源の監視

指定地域内の事業場に対する立入検査等を実施し、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。

I 調査研究の推進

東京湾の水環境を改善するために必要な調査研究を実施し、その成果を多様な主体と共有するなどして活用に努める。

●東京都告示第千四百九号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、令和四年十二月一日から施行する。ただし、同日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値、 C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値並びに C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値は、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前のおりとする。

この告示において、指定地域内事業場とは、法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場で、一日当たりの平均的な同条第六項に規定する排出水の量が五十立方メートル以上であるものをいう。

なお、この告示の施行に伴い、平成二十九年東京都告示第千八十六号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、令和四年十一月三十日限り廃止する。

令和四年十月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第一号ハに掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

指定地域内事業場

三 総量規制基準

(一) 化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の総量規制基準の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

一	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
二	昭和五十五年七月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{c1} \cdot Q_{c1} + C_{c2} \cdot Q_{c2} + C_{c0} \cdot Q_{c0}) \times 10^{-3}$
三	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年六月三十日までに新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

<p>六</p> <p>昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含む。）のうち、同日以後届出がされ、当</p> $L_{c0} = (C_{c0j} \cdot Q_{c0j} + C_{c0i} \cdot Q_{c0i} + C_{c0o} \cdot Q_{c0o}) \times 10^{-3}$	<p>五</p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年十二月三十一日までに新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> $L_{c0} = C_{c0} \cdot Q_{c0} \times 10^{-3}$	<p>四</p> <p>昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含む。）のうち、同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日以前に届出がされたものを除く。）</p> $L_{c0} = (C_{c0j} \cdot Q_{c0j} + C_{c0i} \cdot Q_{c0i} + C_{c0o} \cdot Q_{c0o}) \times 10^{-3}$
<p>八</p> <p>昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含む。）のうち、同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日以前に届出がされたものを除く。）</p> $L_{c0} = (C_{c0j} \cdot Q_{c0j} + C_{c0i} \cdot Q_{c0i} + C_{c0o} \cdot Q_{c0o}) \times 10^{-3}$	<p>七</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年三月三十一日までに新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p> $L_{c0} = C_{c0} \cdot Q_{c0} \times 10^{-3}$	<p>該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日以前に届出がされたものを除く。）</p>

<p>九</p> <p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$</p>	<p>十</p> <p>平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年四月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設（指定地域特定施設を含む。）が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> <p>$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$</p>	<p>十一</p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$</p>	<p>十二</p> <p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> <p>$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$</p>
---	--	--	---

<p>十三</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$</p>	<p>十四</p> <p>平成九年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成九年十二月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成九年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> <p>$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$</p>	<p>十五</p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$</p>	<p>十六</p> <p>平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年六月十七日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> <p>$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$</p>
---	--	---	--

<p>十七 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年改正政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>十八 平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{c,j} \cdot Q_{c,j} + C_{c,o} \cdot Q_{c,o}) \times 10^{-3}$
<p>十九 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一十号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>二十 平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年七月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{c,j} \cdot Q_{c,j} + C_{c,o} \cdot Q_{c,o}) \times 10^{-3}$

<p>二十一 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年改正政令第四百七十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>二十二 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更されたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{c,j} \cdot Q_{c,j} + C_{c,o} \cdot Q_{c,o}) \times 10^{-3}$

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 $C_{c,j}$ 、 $C_{c,i}$ 、 $C_{c,o}$ 、 $Q_{c,j}$ 、 $Q_{c,i}$ 及び $Q_{c,o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_c 別表第一(一)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途での用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）

$C_{c,j}$ 別表第一(三)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）

$C_{c,i}$ 別表第一(二)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）

$C_{c,o}$ C_c と同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_{cj} 平成三年七月一日(十二の項にあつては平成三年十月一日、十四の項

にあつては平成九年十二月一日、十六の項にあつては平成十年六月十七日、十八の項にあつては平成十二年三月一日、二十の項にあつては平成十三年七月一日、二十二の項にあつては平成二十四年五月二十五日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量。単位 一日につき立方メートル)

Q_{ci} 昭和五十五年七月一日(四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては平成元年四月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年六月三十日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Q_{cj} を除く。))。単位 一日につき立方メートル)

Q_{co} 特定排出水の量(Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。単位 一日につき立方メートル)

(二) 窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

<p>指定地域内事業場の区分</p>	<p>総量規制基準</p>
<p>一 平成十四年九月三十日において既に設置されている指定地域内事業場（同日以前に届出がされ、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更により、新たに指定地域内事業場となったものを含み、次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
<p>二 平成十四年十月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
<p>三 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
<p>四 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 Q_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_n 別表第二(一)の欄に掲げる窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

C_{ni} 別表第二(二)の欄に掲げる窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

C_{no} 別表第二(一)の欄に掲げる窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

C_n と同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_{ni} 平成十四年十月一日（四の項にあつては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量。単位 一日につき立方メートル）

Q_{no} 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。単位 一日につき立方メートル）

(三) りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の総量規制基準の欄に掲げる算式により算出される汚濁負荷量とする。

一	指定地域内事業場の区分 平成十四年九月三十日において既に設置されている指定地域内事業場（同日以前に届出がされ、当該届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更により、新たに指定地域内事業場となったものを含み、次項に掲げるものを除く。）	総量規制基準 $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
二	平成十四年十月一日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
三	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
四	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表の総量規制基準の欄に掲げる算式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_p 別表第三(一)の欄に掲げるりん含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

C_{pi} 別表第三(二)の欄に掲げるりん含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

C_{po} C_p と同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成十四年十月一日（四の項にあつては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量。単位 一日につき立方メートル）

Q_{po} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。単位 一日につき立方メートル）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)			備考
		(一)	(二)	(三)	
二	畜産農業	七〇	七〇	六〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	四〇	三〇	
六	乳製品製造業	三〇	三〇	二〇	平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあつては、(三)の欄の値は三〇とする。
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	五五	五五	五五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	三〇	二〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	三〇	二〇	
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	四〇	三〇	
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	四〇	四〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	三〇	三〇	

一六	野菜漬物製造業	四〇	四〇	三〇	
一七	味そ製造業	七〇	七〇	三〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	七〇	四〇	
一九	うま味調味料製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇	ソース製造業	三〇	三〇	三〇	
二一	食酢製造業	四〇	四〇	三〇	
二二	砂糖精製業	四〇	四〇	三〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	五〇	三〇	
二四	小麦粉製造業	三〇	三〇	三〇	
二五	パン製造業	三〇	三〇	二〇	
二六	生菓子製造業	四〇	四〇	三〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	三〇	
二八	米菓製造業	四〇	四〇	四〇	
二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	
三〇	植物油脂製造業	四〇	四〇	三〇	
三一	動物油脂製造業	四〇	四〇	三〇	
三二	食用油脂加工業	四〇	四〇	三〇	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	五〇	四〇	
三四	穀類でんぷん製造業	五〇	五〇	四〇	

三五	めん類製造業	三〇	三〇	三〇	
三七	豆腐・油揚げ製造業	三〇	三〇	三〇	
三八	あん類製造業	六〇	六〇	四〇	
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	三〇	二〇	
四〇	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
四一	清涼飲料製造業	二〇	二〇	二〇	
四二	果実酒製造業	三〇	三〇	三〇	
四三	ビール製造業	三〇	三〇	三〇	
四四	清酒製造業	三〇	三〇	三〇	
四五	蒸留酒・混成酒製造業	三〇	三〇	二〇	
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	二〇	二〇	
四七	配合飼料製造業	二〇	二〇	二〇	
四八	単体飼料製造業	二〇	二〇	二〇	
四九	有機質肥料製造業	二〇	二〇	二〇	
五〇	たばこ製造業	三〇	二〇	二〇	
五一	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	三〇	三〇	三〇	
五五	繊維工業(整理番号五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	七五	七五	七〇	
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工)に係るもの	四〇	四〇	三〇	

六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	
造業 一般製材業又は木材チップ製 織維工業（整理番号五五の項か ら前項までに掲げるものを除 く。）	織維工業で繊維製衛生材 料製造工程に係るもの	織維工業で上塗りした織 物及び防水した織物製造 工程に係るもの	織維工業でフェルト製造 工程に係るもの	織維工業で不織布製造工 程に係るもの	織維工業で繊維雑品染色 整理工程（染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。） に係るもの	織維工業でニット・レース 染色整理工程（染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	織維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程（染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	織維工業で織物手加工染 色整理工程（染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	織維工業で織物機械染色 整理工程（染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。） に係るもの（前項に掲げる ものを除く。）	他の染色整理工程に付 帯して行われる加工処理 工程（以下「染色整理工程 付帯加工処理工程」とい う。）を含む。）に係るも の	
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	九〇	八〇	
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	七〇	九〇	五〇	五〇	九〇	八〇	
四〇	三〇	四〇	四〇	四〇	六〇	八〇	五〇	五〇	九〇	八〇	

八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七一
パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしクラフト パルプ製造工程（前工程の未さ らしクラフトパルプ製造工程 を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらしクラフ トパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしケミグラ ンドパルプ製造工程（前工程の 未さらしケミグランドパルプ 製造工程を含む。）又はさらし セミケミカルパルプ製造工程 （前工程の未さらしセミケミ カルパルプ製造工程を含む。） に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらしケミグ ランドパルプ製造工程又は未 さらしセミケミカルパルプ製 造工程に係るもの（次項に掲げ るものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドパルプ 製造工程、リファイナードラン ドパルプ製造工程又はサーモ メカニカルパルプ製造工程に 係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサル フアイトパルプ製造工程 に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パ ルプ製造工程に係るもの	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造 業を含む。）又はパーテ ィクルボード製造業
七〇	六〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇	三〇
七〇	五〇	八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇	三〇
六〇	四〇	八〇	七〇	五〇	六〇	六〇	二〇	三〇
								接着機洗浄水を循環す るものにあつては、(一) の欄から(三)の欄までの 値は、それぞれ一〇と する。

九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三
セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグララドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグララドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限り)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)
二五	七〇	二〇	二〇	九〇	六〇	四〇	三〇	五〇	一〇〇	九〇	六〇
二五	七〇	二〇	二〇	九〇	六〇	四〇	二〇	四〇	一〇〇	九〇	六〇
一五	七〇	一五	二〇	八〇	六〇	四〇	二〇	四〇	七〇	八〇	五〇

一一一	一一〇	一〇九	九七	九六	九五
石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	乾式法による繊維板製造業
三〇	五〇	六〇	二〇	八〇	四〇
二〇	五〇	六〇	二〇	八〇	四〇
二〇	三〇	四〇	二〇	六〇	四〇
					硫化鉄銹を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)(-)の欄から(三)の欄までの値は、それぞれ四〇とする。
一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九七
化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)
三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	二〇
三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	二〇
二〇	二〇	二〇	五〇	五〇	二〇
二〇	二〇	二〇	五〇	五〇	二〇
一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三
無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇
二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇

一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	五〇	五〇	五〇	
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	六〇	四〇	四〇	
一一五	脂肪族系中間物製造業	六〇	六〇	五〇	
一一六	メタン誘導品製造業	三〇	三〇	二〇	
一一七	発酵工業	一一〇	一一〇	一一〇	
一一八	コールドロール製品製造業	一一〇	一一〇	一一〇	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	五〇	五〇	三〇	
一二〇	プラスチック製造業	三〇	二〇	二〇	
一二一	合成ゴム製造業	四〇	四〇	四〇	
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	五〇	五〇	
一二三	レヨン・アセテート製造業のうちレヨンの製造に係るもの	五〇	三〇	二〇	
一二四	レヨン・アセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
一二五	合成繊維製造業	三〇	二〇	二〇	

一一六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一二九	塗料製造業	四〇	四〇	四〇	
一三〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	七〇	七〇	六〇	
一三二	医薬品製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇	
一三五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇	
一三六	火薬類製造業	二〇	二〇	二〇	
一三七	農薬製造業	三〇	三〇	二〇	
一三八	合成香料製造業	一一〇	一一〇	一一〇	
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	二〇	
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	三〇	三〇	二〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二〇	二〇	二〇	
一四三	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一六〇	一六〇	一三〇	
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一四七	石油精製業	二〇	二〇	二〇	
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	